

令和8年2月17日

▼タイトル

平成29年度以降の国民健康保険税の軽減措置誤りの判明について

▼概要

国民健康保険税の軽減制度である「後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減」および減免制度である「旧被扶養者にかかる減免」について、該当世帯が他市町から転入された際の異動日の入力誤りにより、保険税の算定に誤りが生じていることが判明しました。

具体的には、下記(1)(2)に該当する世帯が転入された場合、前住所地からの異動連絡票をもとに軽減および減免世帯に該当した日をシステムに入力しますが、転入日を該当日として入力したことから誤った保険税の算定がされたものです。

- (1) 75歳となり国保から後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、残る世帯の国保加入者が1名となった世帯(特定世帯)では、保険税の医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額を5年度間2分の1減額して算定を行います。また、5年経過してもなお特定世帯に該当する国保世帯(特定継続世帯)は、減額割合を4分の1として3年度間延長します。

軽減誤り該当世帯：5世帯

対象年度：平成29年度～令和7年度

徴収不足額：38,200円

うち追加徴収分 3世帯 26,600円

うち賦課決定期限経過分 11,600円(※)

※地方税法の規定により、賦課決定は法定納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができないとされています。

- (2) 75歳に到達する方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の被保険者(旧被扶養者)について、当分の間の所得割の全額、国保資格取得日から2年間均等割の半額、旧被扶養者のみで構成される世帯は、国保資格取得日から2年間平等割の半額を減免します。

減免誤り該当世帯：1世帯

対象年度：令和7年度

徴収不足額：7,800円

▼経 過

令和7年10月分の資格異動処理をする際に、特定世帯の転入が数件あり、該当日の入力を転入日とする以前からの取扱いに疑問を感じたため再確認を行ったところ、誤った認識が引き継がれていることが判明し、調査を行った結果、該当日の入力誤りにより平成29年度からの保険税の減額算定に誤りが生じていることが判明したものです。

▼発生の原因

制度の理解不足により、誤った認識のまま事務が引き継がれてきたこと、また、複数人による確認が不十分であったことによるものです。

▼対象者への対応

直接お詫びを申し上げるとともに、追加となる額についての説明を行い、納付のお願いをいたしました。

▼再発防止策

事務処理マニュアルの再点検を行うとともに、資格の入力内容が税の算定に間違いなく反映されているかを複数人で確認することを徹底し、再発防止に努めます。

▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所市民生活部保険年金課
- 担 当： 北村、上川
- 電話 番号： 0740（25）8137
- ファックス： 0740（25）5490